

安倍内閣の憲法改正の必要性の認識に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十九年五月八日

参議院議長 伊達忠一殿

小西洋之



安倍内閣の憲法改正の必要性の認識に関する質問主意書

一 安倍内閣は、憲法及び法律に基づく行政を所管する立場として、二〇二〇年中に、憲法第九条について、その第一項及び第二項の文言はそのまま維持した上で新第三項を設けその中に自衛隊の存在を記述する憲法改正が行われる必要があると考えているか。

二 安倍内閣は、憲法及び法律に基づく行政を所管する立場として、前記一で質問した憲法第九条以外について二〇二〇年中に憲法改正が行われる必要性があると考えているか。必要性があると考えている場合には具体的な改正事項について示されたい。

右質問する。

